

基礎資料調査受付にあたっての留意事項

- 入園金や納付金を園則どおり徴収していないケースや、幼稚園が主体となって3歳に満たない幼児（未就園児）を受け入れ、満3歳児と混合で保育を行うなど、著しく適正を欠いた運営を行っている園が見受けられます。
- 満3歳児の受入れにあたっては、「満3歳入園児受入れにあたっての留意事項」（平成13年3月23日通知）をご参照の上、適正なご対応をお願いいたします。
- 今回の受付では、昨年度に引き続きこの留意事項について確認いたしますので、様式1に記載しておりますチェックリストに沿って、資料のご準備をお願いいたします。
- 関係法令や通知等から著しく逸脱するもの、幼稚園教育並びに補助金執行上支障を来すもの等については、満3歳児について補助金の対象から除外するとともに、配分上のペナルティも含めて厳正に対処いたしますので、予めご了承ください。

○ 受付での主な確認事項等

1. 満3歳児を受け入れている場合は、必ず報告してください。
満3歳児を受け入れているにもかかわらず、私学課にご報告がなされていなかったケースがありました。
2. 「園則（最新版）」で、受入れに必要な手続きを経ているかを確認します。
園則の変更を行っていない場合、補助の対象としません。
3. 「出席簿」で、満3歳児の入園時期を確認します。
過去、出席簿を確認した際に、満3歳の誕生日以前に受け入れていた園が見受けられました（未就園児クラスとの区分がなされていないなど）。
園児でない幼児（2歳児）と満3歳児を混合で保育を行っている場合は、補助の対象としません。
4. 「入園願書（満3歳児）」で、入園日を確認します（写しでも構いません）。
過去、幼稚園が入園願書をとっていないため、入園日が不明確となっていた園が見受けられました。
5. 「施設現有状況調べ」では、保育室として使用している部屋を明示していただきます。
（満3歳児だけで学級編制している場合）
園舎以外の場所で保育を行っている場合は、補助の対象としません。
場合によっては、写真の添付をお願いすることがあります。
6. 「入園案内等の保護者向けプリント」で、入園金や納付金を園則どおり徴収しているかを確認します。
7. 「5月に提出いただいた基礎資料」で、満3歳児が在園するクラスの担当教員を確認します。